

本会議から付託された案件7件、請願1件を審査するため、8月29日に厚生委員会を開催しました。

議案第64号 平成25年度総社市一般会計補正予算（第3号） のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

- ・平成19年度に廃止された 老人保健特別会計の精算に伴う社会保険診療
- ・報酬支払基金や国及び県への返還金
- ・保育士確保に取り組むため 私立及び公設民営の保育所に対する保育士の処遇改善を進めるための特別保育事業補助金の増額が主なものです。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：特別保育事業補助金は、なぜ補正で対応しなけりばならなかつたのか。

答：安心こども基金が財源であり、今年度中になつて補助要綱が送られてきたため当初予算では間に合はず、今の時期の補正措置となつた。

問：特別保育事業補助金で、保育士さんたちに処遇改善がされるようだが、どのくらいの処遇改善が見込めるのか。

答：現在想定している金額と現在の人数で計算したところ、一人あたり12万円程度になるものと思われる。

議案第65号 平成25年度総社市介護保険特別会計補正予算（第1号）

～内容～

前年度の事業費の確定に伴う補正が主なもの

～結果～

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

認定第2号 平成24年度総社市国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について

～内容～

平成24年度総社市国民健康保険特別会計決算について審査した。

～結果～

次のような審査の結果、起立多数で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：一般会計からの繰入金は職員の人件費とその他には何か。

答：第4節の職員給与費等繰入金は、職員の人件費の他に事務費部分が入っているが、その他の保険基盤安定繰入金等は法定で決められているものを繰り入れており、法定外の繰入れは一切行っていない。

問：24年度に国保料が値上げされたが、この1年間の運用をみてどういう印象を持ち、どういう評価をしているのか。また、収納率との絡みではどういう評価か。

答：値上げ分ぐらいがちょうど足りたというか、一般会計からの法定外の繰入れをせずにか賄えるぐらいの値上げだったと思っている。ただ、国保会計は年度で治まるものではなく、前年度の精算によって翌年度に返金したり戻ってきたりすることが発生するため、その部分がどうしても赤字になってきたり、逆に黒字が増えてきたりすることがある。給付と収入の関係では、国保税も値上げ部分で大体計算どおりというか、たまたまかもしれないが、値上げして負担は増えたと思うが、適切な値上げだったと思っている。収納率については若干下がっている。現年度分と過年度分を合わせた全体の収納率では、わずかに上回っているが、現年度分、過年度分それぞれでは23年度に比べてわずかに下がっている。

問：負担がのしかかっているという評価もできているのですね。

答：負担が増えたということは確かだと思う。ただ、今まで総社市は県下では一番低い税率であったが、値上げによって真ん中ぐらいになった。これからの都道府県化等を考えると、一番低いにこしたことはないが、(今の段階で)真ん中ぐらいまで値上げをさせていただき、これからの負担に備えることができているのではないかと思う。

問：収納率が何%で、県下でどの位なのか。また、収納率を引き上げるために口座振替の推進等を行っていると思うが、口座振替の比率はどれくらいか。収納率を上げるために具体的に何か行っているのか。

答：収納率は、岡山県下ではずっと低いままである。

調定に対する口座振替の利用件数は24年度で54%であり、21年度以降約1%ずつ上がってきている。滞納者に対する働きかけとして、面接や納付相談の機会を増やしている。具体的には、短期証を発行することによって、納付者の方との面接機会を増やして納付に結びつけていくことがまず一番である。その他には、長期入院の方で高額医療の対象ではあるけれども、医療費が払えなくて高額医療が返ってこないという方もおられるので、病院とも提携して、高額療養費の支払いと併せて税についてもお願いするという連携もとりながら、納付に結びつけていこうとしている。

問：口座振替の推進が中途半端で終わってるように思う。例えば、窓口で国保に切り替えられたときに口座振替の依頼書を渡し、「強制ではないが口座振替が基準であって現金納付は異例である」というぐらいの考え方を持って、口座振替を進めていけば収納率も上がってくるのではないかと思う。

答：おっしゃるとおりだと思う。あらゆる策を講じ、このようにやっているが、現実問題と

して現金でお支払いをされる方が多い。それも市役所へ来てお支払いをされる方が多い。ですから、市役所1階の中国銀行の窓口は大抵行列ができる。行列も大変御迷惑をかけることになるので、例えば「他の金融機関でもできますよ」とその列の方に御案内するが、「ここで」という方が結構多いのが現実である。安心・安全という面からも、できるだけ口座引きを今後とも引き続き推進していきたい。

問：短期証とか資格証明書の発行はどのような傾向になっているか。

答：資格証は、2件のままで変わっていない。

短期証は、24年度末で539世帯、率にして大体6%である。

問：短期証は、未納者が少しずつ税を納めながら受診する仕組みであり、救済の手立てかもしれないが、受診を抑制すると当然重篤化する。国保の値上げそのものはかなり皆さんには負担増になっている。生活そのものも圧迫している。健康にも影響をもたらしていないかどうか非常に気になるところである。だから、国保制度そのものがもう基本的には破綻している。かつての国の補助が55%あった当時と比べてかなり地方への負担増が重なってきた。だから、これを県レベルに持っていこうという動きのようであるが、これが果たしてまた救済策になるかどうか微妙としても、抜本的な対策が必要であろうと思うが、部長はどのような印象をお持ちか。

答：全体から考えたらやむを得ないかなという部分もあると思う。もちろん負担増ということにはなると思うが、全体の国保の体制ということから考えると、これはまず仕方がないかなというふうに思う。

～討論～

反対討論：国保税の引き上げを行った上での国保会計決算は認められない。

認定第3号 平成24年度総社市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について

～内容～

平成24年度総社市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査した。

～結果～

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきであると決定。

認定第4号 平成24年度総社市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について

～内容～

平成24年度総社市介護保険特別会計歳入歳出決算について審査した。

～結果～

採決の結果、全員一致で認定すべきであると決定。

～質疑～

問：自分の余命がはっきり分かっていて、自宅で終末を迎えたいという方も結構増えてきている。そういう人を見守る家族、地域包括センター等のヘルパー、かかりつけ医等がスクラムを組んで、最期を見届けるということを最近テレビ等でもよくある。そういう人たちのケア、支えがまだまだこれからのことだと思う。死は必ず誰にも来るわけで、そういうときのために自分の終末はどうしてほしいとか、どういうふうな所で死にたいとかということも決めてもらいカードを作成している自治体もある。そういう人たちのために市として何か新しい事業が創設できないか。

答：訪問医療や訪問看護等の部署と連携をしながら、ある程度在宅のお宅へ入っていかないと維持できない。そのあたりの連携をもう少し進めようと取組を進めつつある。ただ、現在は、専門職がそれぞれの立場で縦割りに動いている現状であり、お互いが連携できやすいように環境を整えるよう、新しい事業ということではないが既存の資源をうまくつなげる取組をしようとしている。

問：介護保険料は基本的に給料や年金から控除されると思うが、なぜ収入未済額が発生するのか。

答：介護保険料は、基本的に 65 歳以上の方は年金から、それから 64 歳未満の方は健康保険料に上乗せしている。

しかし、64 歳から 65 歳に切り替えたときに、社会保険庁から年金データをいただくまで数カ月のタイムラグが発生するため、65 歳になったとき口座からも年金からも引けない期間が必ず全員発生する。その場合と徴収できないほど少額の年金しかお持ちでない方については納付書で収めていただくことになる。その数カ月間をうっかりそのままになってしまうというパターンが結構多い。1 回お声がけすればお支払いしてくださる方が多いが、そういったものが積もっての未収である。

問：本来週 3 日サービスが使えるが、保険料を納められないため週 1 回の利用しかできないということは起きないのか。

答：全く未納であった方も認定を受ければ、介護サービスは受けられる。ただ、その場合納めている方との均衡が保てないので、全く未納の方がサービスを利用する場合、負担の割合が少し変わってくる。

問：入居希望者のうち待機者はどれくらいか。

答：7 月現在で 567 人で昨年度同時期は 560 名少々だった。入所待ちの方は増えている。

**意見第 2 号及び意見第 3 号
人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて**

～内容～

本市推薦の人権擁護委員 2 名の任期が平成 25 年 12 月 31 日で満了することに伴い、後任

の候補者を推薦しようとするもの。

～結果～

全員一致で推薦に同意すべきであると決定。

**請願第4号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」
の制定を国に求める意見書提出に関する請願書**

～請願内容～

国民のこころの健康は危機的状況にあるが、低基準の入院医療中心の政策をとってきたため、日本の精神医療は諸外国に比べて遅れている。日本でもこころの健康を国の基本的な政策として位置づけ精神保健医療を充実するために、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める。

～結果～

請願者 立石憲利氏を参考人として招致し、請願の趣旨について説明を受けた。

採決の結果、全員一致で採択すべきであると決定し、関係機関へ意見書を提出しました。